

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 1 号

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の支給等に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条を次のように改める。

第 1 8 条 削除

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。